

監查委員事務局

監査委員事務局

平成23年度における監査、検査及び審査の実施状況は、次のとおりである。

1 例月出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査

検査日	検査該当月	検査対象
平成23. 4. 26	平成23年3月分(平成22年度)	一般会計
平成23. 5. 25	平成23年4月分(平成22・23年度)	国民健康保険特別会計
平成23. 6. 21	平成23年5月分(平成22・23年度)	老人保健特別会計
平成23. 7. 26	平成23年6月分(平成23年度)	後期高齢者医療特別会計
平成23. 8. 23	平成23年7月分(平成23年度)	介護保険特別会計
平成23. 9. 27	平成23年8月分(平成23年度)	戸倉財産区特別会計
平成23. 10. 25	平成23年9月分(平成23年度)	下水道事業特別会計
平成23. 11. 22	平成23年10月分(平成23年度)	テレビ共同受信事業特別会計
平成23. 12. 20	平成23年11月分(平成23年度)	
平成24. 1. 24	平成23年12月分(平成23年度)	
平成24. 2. 21	平成24年1月分(平成23年度)	
平成24. 3. 27	平成24年2月分(平成23年度)	

2 決算及び基金運用状況審査

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定による審査

審査の対象	平成22年度あきる野市一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
説明聴取期間	平成23年7月21日～平成23年7月26日

3 秋川流域市町村視聴覚教育協議会歳入歳出決算監査

秋川流域市町村視聴覚教育協議会規約第27条第2項の規定により依頼され実施した。

監査

監査の対象	平成22年度秋川流域市町村視聴覚教育協議会歳入歳出決算
説明聴取日	平成23年7月26日

4 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

審査の実施期間	平成23年8月4日～平成23年8月24日
審査の対象	平成22年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
	平成22年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
説明聴取日	平成23年8月9日

5 定期監査

財務監査 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

監査の実施期間	平成23年10月4日～平成23年12月16日
監査対象部課	企画政策課、市長公室、財政課
監査の範囲	平成23年4月1日から平成23年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行
説明聴取日	平成23年11月18日

6 財政援助団体監査

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査

監査の実施期間		平成24年1月23日～平成24年3月29日
監査の対象	補助金（所管課）	あきる野市職員互助会補助金（総務部職員課） 福生交通安全協会秋川支部補助金（総務部地域防災課） 五日市交通安全協会4支部補助金（総務部地域防災課）
	財政援助団体	あきる野市職員互助会 福生交通安全協会秋川支部 五日市交通安全協会4支部
説明聴取日		平成24年3月9日

7 住民監査請求監査

地方自治法第242条の規定による監査

請求件数	処理件数	未処理件数
4	4	0